

電気工作物使用方法変更届出書

年 月 日

中部近畿産業保安監督部長 殿

〒

住 所

氏 名

ばい煙発生施設に該当する電気工作物の使用方法を変更したいので、電気関係報告規則第4条の表第1号の規定により次のとおり届け出ます。

発電所または事業場の名称	
同 上 所 在 地	
ばい煙発生施設の種類	
ばい煙発生施設の使用の方法	別紙のとおり
変更予定年月日	

別紙

1. 変更を必要とする理由を記載した書類
2. 使用方法の変更事項

添付書類

ばい煙に関する説明書（2部）

- (注) 1. 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設に該当する電気工作物の使用の方法であって、ばい煙量（大気汚染防止法第6条第2項に規定するもの）ばい煙濃度（同項に規定するもの）または煙突の有効高さ（同法3条第2項第1号に規定する排出口の高さをいう。）の変更、及び燃料硫黄分の計画的な変更、空気予熱器の一部運転中止による排出ガス温度の上昇、過剰空気量の抑制に伴う排出ガス量の減少等が届出の対象となる。
2. ばい煙発生施設の使用の方法の欄は、変更前および変更後の内容を対照させ記載すること。
3. 法第48条第1項の規定による届出を必要とする工事に伴い変更する場合は、この届出書の提出は不要である。
4. 非常用予備発電装置の場合は、その旨を記入すること。